

組織規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第47条第4項の規定に基づき、事務局の組織に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程に定められた用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 職制とは、本機構の業務を達成するためになされる指揮の系列をいう。
- (2) 職位とは、組織における業務遂行上の地位をいう。
- (3) 業務分掌とは、組織の各単位に配分された一定範囲の責任業務をいう。

(事務局の組織)

第3条 事務局に、下水道新技術研究所（以下「研究所」という。）を置く。

2 事務局に、研究所に置くもののほか、総務部、企画部及び技術評価部を置く。

3 研究所に、次の三部を置く。

- (1) 研究第一部
- (2) 研究第二部
- (3) 資源循環研究部

(職制)

第4条 事務局に、事務局長を置く。

2 研究所に、所長を置く。

3 総務部、企画部及び技術評価部に部長及び課長を置く。また必要に応じて副部長及び嘱託職員を置くことができる。

4 技術評価部に主任審査調査員及び審査調査員を置く。

5 研究所の部に部長、主任研究員及び研究員を置く。また必要に応じて副部長、総括主任研究員及び嘱託職員を置くことができる。

6 必要に応じ、事務局に理事長の特に命ずる事項の処理を行う参与を置くことができる。

(職位)

第5条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

2 所長は、研究所の事務を統括する。

3 部長は、部所属職員を指揮監督し、部の事務を所掌する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代行する。

5 課長、総括主任研究員、主任研究員、研究員、主任審査調査員、審査調査員及び嘱託

職員は、上司の命を受け、部の所掌に係る事務を分掌する。

(分掌遵守の原則)

第6条 各部は業務分掌の範囲を遵守し、業務の重複または間隙が生じないようにしなければならない。

2 各部は、相互に関連する業務について、その活動が有機的かつ積極的に行われるよう協調しなければならない。

3 各部の所掌事務に規定されていない業務が生じた場合には、各部長の合議により、担当部を決定することとする。

(総務部の所掌事務)

第7条 総務部においては、次の事務をつかさどる。

(1) 理事会及び評議員会の運営に関すること。

(2) 役員及び評議員の選任手続きに関すること。

(3) 組織に関すること。

(4) 職員の人事及び労務に関すること。

(5) 福利厚生に関すること。

(6) 規程等の制定及び改廃に関すること。

(7) 文書及び公印に関すること。

(8) 予算、決算及び会計に関すること。

(9) 契約に関すること。

(10) 財産の管理に関すること。

(11) 特許の管理に関すること。

(12) 賛助会員に関すること。

(13) 情報公開に関すること。

(14) 前各号に掲げるもののほか、他の部の所掌に属さない事項に関すること（第8条第8号を除く）。

(企画部の所掌事務)

第8条 企画部においては、次の事務をつかさどる。

(1) 下水道技術に係る外部機関との連絡調整に関すること。

(2) 技術に係る事業の総合調整に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告の作成に関すること。

(4) 下水道に関する国際協力に関すること。

(5) 下水道技術に関する情報の収集、管理その他情報システムに関すること。

(6) 下水道に関する情報の発信その他の広報に関すること。

- (7) 下水道技術に関する研修の実施に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、他の部の所掌に属さない事項で技術に関すること。
(技術評価部の所掌事務)

第9条 技術評価部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 下水道事業に係る新資機材等の審査、証明及び普及に関すること。
- (2) 下水道事業に係る新資機材等の評価に関する技術基準及び調査に関すること。

(研究第一部の所掌事務)

第10条 研究第一部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 下水道に関する調査及び研究並びにこれらの成果の普及に関すること(研究第二部及び資源循環研究部の所掌に属するものを除く。)
- (2) 下水道に関する技術の研究開発、評価及び普及に関すること(研究第二部及び資源循環研究部の所掌に属するものを除く。)
- (3) 前各号に関連する下水道に関する指導助言に関すること。

(研究第二部の所掌事務)

第11条 研究第二部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 下水道の雨水及び収集システムの管理に関する調査、研究及び評価並びにこれらの成果の普及に関すること。
- (2) 下水道事業に係る民間技術の実用化促進に必要な研究開発、評価及び普及に関すること(資源循環研究部の所掌に属するものを除く。)
- (3) 前各号に関連する下水道に関する指導助言に関すること。

(資源循環研究部の所掌事務)

第12条 資源循環研究部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 下水道における資源の循環及び活用に関する調査、研究及び評価並びにこれらの成果の普及に関すること。
- (2) 下水道事業に係る民間技術の実用化促進に必要な研究開発、評価及び普及に関する事務のうち、下水道における資源の循環及び活用に関すること。
- (3) 前各号に関連する下水道に関する指導助言に関すること。

(総務部に置く課及びその所掌事務)

第13条 総務部に総務課及び経理課を置く。

- 2 総務課においては、第7条第1号から第7号及び第11号から第14号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 経理課においては、第7条第8号から第10号に掲げる事務をつかさどる。

(企画部に置く課及びその所掌事務)

第14条 企画部に企画課及び事業課を置く。

- 2 企画課においては、第8条第1号及び第4号から第8号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 事業課においては、第8条第2号及び第3号に掲げる事務をつかさどる。

(技術評価部に置く課及びその所掌事務)

第15条 技術評価部に審査課及び調査課を置く。

- 2 審査課においては、第9条第1号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 調査課においては、第9条第2号に掲げる事務をつかさどる。

(改正)

第16条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第17条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人日本下水道新技術機構の設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 組織規程（平成4年9月28日施行）は、公益財団法人日本下水道新技術機構の設立登記の日（平成25年4月1日）をもって廃止する。

附則

この規程は平成28年10月5日から施行する。